

## 内訳書の労務費等の明示について

2026年3月3日  
須坂市 総務部 財政課

公共工事の入札の際に入札金額の内訳書を求めています。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正が2025年12月に施行されたことにより、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

つきましては、2026年4月1日以降に発注（公告・通知）する工事は、材料・労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示した内訳書の提出を求めます。

### 記

※「工事費内訳書（記入例）」をご参照ください。

#### 1 内訳書の作成方法について

##### （1）記載事項

- ① 提出年月日
- ② 発注者名
- ③ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印  
※代表者印について、委任状を提出している場合は代理人等の押印でも可  
※電子入札の場合は押印不要
- ④ 工事名及び工事場所
- ⑤ 工事費の内訳

##### （2）内訳の範囲

- ① 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）
  - ア 工事区分
  - イ 工種
  - ウ 種別（※入札公告等で指示があった場合のみ）
  - エ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費
- ② 建築関係工事（建築工事積算基準によるもの）
  - ア 種目
  - イ 科目
  - ウ 中科目（※入札公告等で指示があった場合のみ）
  - エ 材料費、労務費、工事原価のうち法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、工事原価のうち安全衛生経費
- ③ その他の工事（その他の積算基準によるもの）  
工事の種類に応じて①又は②に準じて記入する。

## 2 適用年月日

2026年4月1日以降に発注（公告・通知）する工事から適用する。

## 3 その他

建設コンサルタント等の業務の内訳書の作成方法、内訳書の確認については、平成27年3月27日付の「建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託の入札時における内訳書の提出について」の内容から変更はありません。

担 当	総務部 財政課 管財契約係
電 話	026-248-9016（課専用） 026-245-1400 （内線3152・3154）
ファクシミリ	026-246-0750
電子メール	s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp